

セーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条）について

経済状況の急激な変化に直面し経営の安定に支障をきたしている中小企業者等に対し、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度で、この保証を受けるには市町村又は特別区での認定が必要です（法人の場合は本店登記地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地（住民登録地ではありません）の市区町村にて認定手続きを行ってください）。

- <5項> 1号：国の指定する大型倒産 2号：事業活動の制限 3号：突発的災害（事故等）
 4号：突発的災害（自然災害等） 5号：国の指定する不況業種 6号：取引金融機関の破綻
 7号：金融取引の調整 8号：金融機関の貸付債権の譲渡
- <6項> 危機関連保証制度（大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応）

セーフティネット保証の中で利用の多い第5項第5号認定要件については以下のとおりです。

●対象となる中小企業者等

（共通）川崎市内に事業実態のある事業所があること。

※ 法人の場合は本店登記地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地の市区町村にて認定手続きを行ってください。

主な認定要件

（5号）国が指定する業種を営んでおり、次の要件に当てはまる必要があります。

- ① 最近3か月間の企業全体の売上高等が前年同月比で5%以上減少している
- ② 新型コロナウイルス感染症により、最近3か月間の企業全体の売上高等が、直前同期比で5%以上減少している

【最近3か月】とは、申請月の前月または前々月です。

（例：4月に申請→1、2、3月または12、1、2月）

【直前】とは、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の年を指します。

（例：平成31年4月と令和6年4月の比較も可）

※創業間もない企業で前年比較が適当でない場合、その他特段の事情がある場合は、金融課までお問合せください。

●提出書類一式

次の①から④は全て提出していただきます。

- ① 認定申請書…2枚（1枚は市に提出、1枚は認定書として交付。）※申請者の押印不要。
- ② 計算書（任意様式、ホームページからダウンロード可）
 ※金融機関の支店長印または税理士（公認会計士）の押印必須
 ※押印なしの場合は、月別残高試算表の写し、売上元帳等の写し等の売上高根拠資料が必要になります。
- ③ 川崎市内に、法人（個人）の事業実態が確認できる資料
 （個人の場合）確定申告書1ページ目（ない場合は、所得税確定申告書Bの第一表）
 （法人の場合）履歴事項全部証明書（本店登記地が川崎市内であること）…発行日から3か月以内のもの（コピー可）
- ④ （金融機関等の代理人が提出する場合）
 委任状（川崎市指定の書式）※金融機関の押切印の押印必須
 ※身分証等の代理人の本人確認ができる資料（社員証・免許証等）を御提示ください。

●セーフティネット保証の利用に関する申請様式については、市ホームページからダウンロードいただけます。

●5号の場合、事業業種が国が指定する指定業種に該当するか、確認する必要があります。

※ホームページ（政府統計の総合窓口 e-stat）等で事業業種を申請者自身でご確認をお願いいたします。

川崎市セーフティネット保証

検索



認定要件、提出書類等は変更になる場合がありますので、最新の情報を市HP等でご確認ください。